

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

派遣元・派遣先指針の改正に伴い、派遣契約の 中途解除に対する指導が強化されます！



厚生労働省は労働者派遣契約の中途解除に伴う派遣労働者の解雇、雇止め等に適切に対処することを目的として、労働政策審議会の答申を踏まえ、派遣元・先改正指針を平成21年3月31日公布・適用しました（注）。

－ 主な改正の内容 －

- (1) 派遣契約の中途解除に当たって、派遣元事業主は派遣労働者の新たな就業機会の確保が困難な場合に、まず休業等により雇用を維持するとともに、休業手当の支払い等の責任を果たすこと。
- (2) 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により派遣契約を中途解除する場合は、休業等により生じた派遣元事業主の損害を賠償しなければならないこと。
- (3) 派遣契約の締結時に、派遣契約に(2)の事項を定めること。

※派遣契約に盛り込まなければならない事項

- ①労働者派遣契約の中途解除により、派遣会社が新たな就業の機会を確保できず休業させる場合の、休業手当に相当する額以上を派遣先が賠償すること。
- ②労働者派遣契約の中途解除により、派遣会社がやむを得ず解雇する場合の解雇予告手当に相当する額以上を派遣先が賠償すること。

(注) 「派遣元・先指針」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の3に基づく、次の2本の指針のこと。

- ・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号）
- ・派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号）

資料出所：厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0331-21.html>